相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市香川町大野八五一番地、最後の住所香川県高松市香川町大野八四九番地
二　被相続人　亡　佐達　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十一日

香川県高松市丸の内四番四号　四国通商ビル四階　古屋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　古屋　時洋

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十五年十一月十一日

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

①墳墓の区画墓地番号及び墓石名
7＊25庵崎家

②墳墓の区画墓地番号
6＊128、7＊152

③墳墓の区画墓地番号なし
墓地内の立札に記載した無縁墳墓の整理番号及び墓石名
6－56中山氏

④墳墓の区画墓地番号なし
墓地内の立札に記載した無縁墳墓の整理番号
（区画6内の無縁墳墓の整理番号）
6－16、6－32
（区画7内の無縁墳墓の整理番号）
7－2、7－58
（区画8内の無縁墳墓の整理番号）
8－47、8－122、8－133

一、改葬を行おうとする者　東京都墨田区東向島三丁目八番一号　宗教法人　法泉寺　代表役員　西口　哲央

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十五年十一月十一日

一、墳墓等所在地　神奈川県川崎市中原区上丸子八幡町一五二二

一、墳墓等の名称　大楽院境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　須藤家　須藤政行　村上家　村上赫雄　島貫家　伊順普、島貫正一、不詳一名　山田家　山田豊四郎、山田よつ

一、墳墓等所在地　神奈川県川崎市中原区上丸子八幡町五九二

一、墳墓等の名称　大楽院闇魔堂墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　小松山家　小檜山二郎、小松山千代、小松山シゲ
大貫家　大貫豊二　小金井家　不詳五名　山本家　不詳四名　竹下家　竹下為吉、竹下ふゆ、竹下幸作、竹下重、竹下庄司、竹下恵美子、竹下春雄、竹下静江、竹下ハナ、不詳二名　山本家　山本伊三郎、山本トシ、山本トキ、山本角義　井上家　井上保子、井上武、井上平治、井上ヒン、不詳一名　加藤家　不詳十一名　保川家　保川晴子、保川そよ、大河原清三郎、保川清治、保川日出男、保川義生、矢本らつ　丸山家　丸山重雄、丸山清治、丸山忍婦、丸山菊江
栗山家・古鹿家　不詳一名　小金井家　小金井一治　白井家　白井泰、白井ハナ、白井信

一、改葬を行おうとする者　神奈川県川崎市中原区上丸子八幡町一五一一一　宗教法人真言宗豊山派大楽院　僧籍　日吉　隆総　代表役員　日吉総理子

債権申出の公告（第1回）

当厚生年金基金は、平成二十五年十月二十五日厚生年金法第一四五条第一項により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月十一日

新潟県新潟市中央区南笹口一丁目一番五四号
新潟県卸商業団地厚生年金基金
清算人　冨山　道郎

債権申出の公告（第3回）

当社は、平成二十五年十月一日厚生労働大臣の承認により規約型確定給付企業年金を終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第1回掲載（平成二十五年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月十一日

東京都千代田区丸の内二丁目五番二号
小岩井乳業株式会社
規約型確定給付企業年金清算人
田邊　治彦

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成25年11月11日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

C　①株式会社ＢＢ ＨＯＬＩＤＡＹＳ　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3－5760号　④株式会社ＢＢ ＨＯＬＩＤＡＹＳ 東京都新宿区新宿二丁目16番6号新宿イーストスクエアビル6階　代表取締役　山田竜馬　⑤本社営業所　東京都新宿区新宿二丁目16番6号新宿イーストスクエアビル6階　⑥平成18年6月16日　⑨平成25年10月18日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区新宿二丁目16番6号新宿イーストスクエアビル6階　株式会社ＢＢ ＨＯＬＩＤＡＹＳ　代表取締役　山田竜馬

A　①エスケイトラベル　②第2種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第2－2474号　④株式会社サンコー　大阪市北区梅田一丁目11番4号　代表取締役　内田拓彦　⑤本社営業所　大阪市北区梅田1－11－4－2101号大阪駅前第4ビル21階　⑥平成20年9月2日　⑦平成25年10月17日　大阪府知事登録旅行業第3－2474号　⑩800万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市北区梅田一丁目11番4号　株式会社サンコー　代表取締役　内田拓彦

C　①八重山旅行合同会社　②第3種旅行業　③沖縄県知事登録旅行業第3－321号　④八重山旅行合同会社　沖縄県石垣市美崎町7番地11　代表社員　稲福達哉　⑤本社営業所　沖縄県石垣市盛山222番35　⑥平成25年5月2日　⑨平成25年9月26日　⑩300万円　⑪沖縄県知事　⑫沖縄県石垣市美崎町7番地11　八重山旅行合同会社　代表社員　稲福達哉